

平成 29 年度 豊中市総合計画審議会

第 1 回会議 議事要旨

日 時	平成 29 年（2017 年）5 月 12 日（金）18 時 00 分～20 時 00 分
場 所	すこやかプラザ 多目的室
出席者	赤尾委員、加藤委員、國貞委員、斉藤委員、宗前委員、大澤委員、廣瀬（淳）委員 廣瀬（史）委員 計 8 名
欠席者	赤井委員
事務局	政策企画部企画調整課：足立、糸井、榎本、東良、佐野、上野、上田
傍聴者	4 名
案 件	1. 今年度のスケジュールについて 2. 第 4 回審議会と専門部会の振り返りについて 3. 第 4 次豊中市総合計画前期基本計画（素案）の答申案について 4. その他
資 料	【資料 1】平成 29 年度第 4 次豊中市総合計画の策定スケジュール 【資料 2-1】第 4 回豊中市総合計画審議会の議事要旨 【資料 2-2】豊中市総合計画審議会の第 1 専門部会の振り返り 【資料 2-3】豊中市総合計画審議会の第 2 専門部会の振り返り 【資料 3】第 4 次豊中市総合計画前期基本計画（素案）の答申案
会議録	下記のとおり

●開会

●成立要件の確認

事務局

「豊中市総合計画審議会規則」では、会議の成立要件として委員の過半数の出席を必要としており、本日は委員総数 9 名中 8 名の委員にご出席いただいておりますので、成立要件を満たしております。また、本日、傍聴として 2 名の方が来られていますことを合わせてご報告いたします。

4 月に人事異動で事務局の体制に変更がありましたので、ご紹介させていただきます。

（事務局紹介）

●資料について

事務局

（資料について説明）

●案件 1. 今年度のスケジュールについて

会長

案件 1 「今年度のスケジュールについて」について、事務局より説明してください。

事務局

今年度のスケジュールについてご説明いたします。

(「【資料 1】平成 29 年度第 4 次豊中市総合計画の策定スケジュール」について説明)

会長

ただいまのご説明についてご質問、ご意見はありますか。

委員

市民意識調査は、どれくらいの人数を対象に考えていますか。

事務局

8,000 人を対象にする予定です。市民意識調査は 2 年に 1 度実施していますが、本年度は第 4 次総合計画の内容に即した調査となるよう、現在、設問項目等の見直しを行っています。

会長

前回の市民意識調査の回収率は、どれくらいでしたか。

事務局

約 36%です。

会長

昨年度 1 月に当審議会で「基本構想（素案）」の答申を行った後、2 月の検討会議において「答申後の基本構想（素案）の検討」が行われたと思いますが、それ以降、「基本構想（素案）」については本年度の 9 月のパブリックコメント終了後まで特に検討はしませんか。

2 月の検討会議で「基本構想（素案）」に修正等があれば教えてください。

事務局

2 月の検討会議では「基本構想（素案）」について大きな修正等はありませんでした。今後、グラフを最新のデータに置き換えることや社会経済状況の変化に対応した内容に修正するなどを予定しています。

会長

検討会議の意見を踏まえて、微修正を行い、それを本年度 9 月のパブリックコメントに「基本構想（素案）」として出していくという理解でよろしいか。

事務局

そのとおりです。

会長

検討会議終了後に微修正された「基本構想（素案）」については、総合計画審議会委員が見る機会がありますか。

事務局

パブリックコメント前に委員のみなさんにお送りいたします。

会長

その修正内容は今回の基本計画（素案）の検討においては、影響はないですか。

事務局

影響はありません。

会長

次に、案件2「第4回審議会と専門部会の振り返りについて」、事務局より説明してください。

●案件2. 第4回審議会と専門部会の振り返りについて

事務局

第4回審議会と専門部会の振り返りについてご説明いたします。

（【資料2-1】第4回豊中市総合計画審議会の議事要旨」「【資料2-2】豊中市総合計画審議会の第1専門部会の振り返り」「【資料2-3】豊中市総合計画審議会の第2専門部会の振り返り」について説明）

会長

ただいまのご説明についてご質問、ご意見はありますか。

委員

【資料2-2】で、「観光」というキーワードがあったと思いますが、豊中市における「観光」について教えてください。

事務局

第2専門部会で市民活動団体の方と意見交換をした時、豊中市では「観光」という視点でのまちづくりが行われていないのではないかという趣旨のご発言をいただき、専門部会で「観光」について議論した中で【資料2-2】でお示ししたようなご意見が出てきたという経緯があります。

豊中市では「観光」という視点からの事業は行っていませんが、魅力創造課という部署があり、地域

資源を発掘して、魅力化を図り、それを市内・市外に向けて発信していくという取組みを行っています。

会長

【資料 2-2】はあくまで「豊中市総合計画審議会第 2 専門部会」で出た意見の振り返りということであって、現時点では「基本計画（素案）」に「観光」という視点が反映されておりません。本日の審議会ではそうした各部会でのご意見を踏まえて、どのように答申案をまとめていくかについて検討していくことになろうかと思えます。

次に、案件 3 「第 4 次豊中市総合計画前期基本計画（素案）の答申案について」、事務局より説明してください。

●案件 3. 第 4 次豊中市総合計画前期基本計画（素案）の答申案について

事務局

第 4 次豊中市総合計画前期基本計画（素案）の答申案について、ご説明いたします。

（【資料 3】第 4 次豊中市総合計画前期基本計画（素案）の答申案）について説明）

会長

これまで当審議会が議論してきた内容を答申案としてまとめています。本日は、これまでの議論でいただいた重要なご意見等がこの答申案に漏れなく盛り込まれているのかを確認していただき、もし漏れがある場合にはご指摘をいただいて、事務局に答申案に追加していただくよう提案していきたいと考えています。

事務局に確認しますが、本日の議論を踏まえた最終の「基本計画（素案）」、つまりパブリックコメント前の「基本計画（素案）」を我々は確認できますか。

事務局

パブリックコメント前に、「基本計画（素案）」をお送りいたします。

会長

それでは、ご意見等があればお願いします。

委員

追加ではないのですが、答申案の「施策について」の 9 番目の項目、「基本計画（素案）」p. 50 「人材育成の推進」に関しての意見です。

答申案のこの項目の趣旨は、外部委託するにしても市民に向き合う職員を育成していくことが大事ということだと思います。それは重要だと認識していますが、裏返せば、外部委託すればあとは知らないという態度をしないということだと思います。つまり外部委託したからといって、無責任に放任主義になるということではいけない。特に、市民と関わる窓口業務などの対人系のサービスでは、今後、これまでのように行政サービスを提供できなくなってくる局面も出てくる可能性がある中で、行政職員としては厳しい立場になってくることも想定されます。そうした中で、外部委託したとしても、豊中市の職

員として、放置せずに能力を伸ばすように取り組んでいく、場合によっては守っていくということも重要だと思います。9番の項目の文言を修正する必要はないと思いますが、この項目に含まれている意味について確認させていただきました。

会長

趣旨を再度確認していただきました。民営化を進めると、どうしてもそういう問題が出てきたりしますので、その点は注意する必要があるかと思います。

委員

例えば、ケースワーカーの業務では、高齢化によって一人暮らしの高齢者が増加していることや、1人のケースワーカーが持っている案件も増えている上に対応が難しい案件も増え、大変な状況があります。そのため、職員の育成や、業務環境を改善するなど人材を守りつつ、業務の質を確保する必要があるのではないかと考えます。そうした内容を文言として落とし込むと、内輪廻的な書きぶりにもなりかねないので、難しいとは思いますが、「人材育成の推進」という項目にそういった意味合いを含めるということとを共有しておく必要があるのではないですか。

委員

今の意見にですが、行政職員の育成ということに関して、何か具体的なイメージをお持ちですか。

委員

これからはファシリテーター型の人材を育成するイメージかと思います。つまり、課題を引き出し、その課題に対して一緒に考えていける人材が求められます。上から目線で命令していくような人材では、今後太刀打ちできない状況も出てくるように思います。行政で仕事をしていると、法律をはじめとしたルールに基づく行動が求められますし、段取りが重要になってくるわけですが、市民はそうしたことは考えていません。行政と市民との衝突という場合には、往々にして、両者のそうした性質の違いが根本にあります。もちろん市民の言うことを全て聞き入れるというのは無理ですから、市民との対話の中から、市民の心象風景を読み取る、気持ちを汲むといったスキルや、俗に言うお役所言葉を市民が理解しやすいかたちに翻訳するようなスキルが求められてくるのではないかと思います。一般論として、現場に出て、市民と密にコミュニケーションを取っている職員はそうした能力が高いように思います。

委員

職員の研修を充実していくということが重要になりますか。

委員

今言いましたスキルは、座学だけで習得できるようなものではないと思います。OJTとして、実際の現場に出ていく中で、どうやって育てていくかという視点が大事で、もちろん実際に現場に出ていくと、難しい局面も多く出てくると思います。例えば、若い職員であれば、学校で習ったことのないような場面、あるいは全然やったことがないような仕事を振られることなども想定されます。OJTは単に

現場に出て、仕事をしながらスキルを身につけるということではありません。現場に出ていきながら、管理職が目配りをして、サポートしながら育てていくということだと思います。人材育成の一環でOJTとして現場に出して、その人材が困難に直面して、潰れてしまっただけでは元も子もないので、そうならないように上手くサポートしていくということが重要ではないかと思います。「現場に出ていけ」というのは一見綺麗な言葉のように思いますが、実はそんなに簡単なことではないと思いますので、その点を理解した上で、サポート体制を整えるなど、対応していく必要があるかだと思います。

会長

人材育成に関しては、どの分野を育成していくのかを考える必要があると思います。当然、人によって専門能力が高い分野とそうでない分野があるのは仕方ないわけですが、人材育成として、誰もが同じ専門能力を持つ必要はあるのかどうか。行政職員より民間の方が、専門能力が高いので委託するという側面もあるわけですから、役割分担という言い方はおかしいかもしれませんが、行政職員に民間と同等の能力を求める必要があるのかどうか。個人的には、専門能力は職員間にばらつきがあっても良いとは思いますが、先ほどのご意見でファシリテーター型の能力というのは、一般的に今後求められるように思いますので、どのような分野を育成していくのかについては考えておく必要があると思います。

委員

現場を知らない人間が、現場の人間をマネジメントするというのは問題で、それは避けなければいけないと思います。専門能力の高い民間に業務を委託するという場合であっても、管理する人間が全く現場のことを知らないというのでは、委託業者任せになってしまう可能性があり、行政が責任を持ってマネジメントができないという状況が生まれてしまいます。委託業者の管理責任を果たすという意味においても、ある程度は、現場の状況やスキルを共有しておく必要があるように思います。また、私自身、ごみに関する行政について研究していた時に痛感したのですが、ごみの収集等を完全に外部委託してしまうと、ごみをどうやって収集すれば良いのか、あるいはごみはどうやって分類すれば良いのかといったような現場レベルの知見が、市役所の中に残らないという事態が発生してしまいます。仮にそうした事態が発生した場合、後から現場の知見を手に入れるというのは相当なコストと手間が必要となりますので、その意味でも完全に外部に委託して、任せっきりになる状況というのは避けるべきだと思います。現場を知ることもちろんですが、現場の情報を政策形成に取り込める仕組みを意識的に整えておくということも重要ではないかと思います。

もう1つ、ケースワーカーですが、厳しいポジションにいる人に5年も10年も同じ仕事をしてもらうことは、本当は良くないと思いますが、一方で、そうした人はどうしても専門能力が高くなりますし、知見も集約されてくる側面もあり、現場から外せなくなってしまう、その人がいなくなると現場が回らなくなってしまう事態も起きかねません。また、完全に外部委託してしまうと、現場レベルでのモラルの低下を招いてしまうこともあると思いますので、あらゆる現場を持続的に管理できる体制を行政内に構築しておかなくてはならないですし、その視点から人材を育成していくことが必要だと思います。

会長

「人材育成の推進」は、ある意味で一般論的なことだと思いますが、どういった意味での人材育成な

のか。人材育成と言っても、意味の深さや範囲がありますので、人材育成の意味を今一度、ご確認いただければと思います。

ロールプレイングやインターンなど、昔は部署間で一時的に役割を交換してみるといったような制度もありました。

委員

答申案の「施策について」の2番目の項目ですが、この文章はコンパクトにまとめているのですが、このままでは誤解が生じる恐れがあると思います。ここは人の尊厳に関わる部分ですので、「市民で支えあいながら」だけだと不足があつて、「行政の基本施策とともに」といったような文言を追加すると全体のバランスがとれると思います。「行政の基本施策とともに市民で支えあいながら」とすることで、行政と市民が両立し助け合うことが重要という考え方が、誤解なく伝わればと思います。

次に答申案の「全体」の3番目の項目ですが、内容に異論はありませんが、前にも指摘しましたが、日本語としてやや解釈が難しいと思います。例えば、「基本計画（素案）」p.45を見ると、「市民・事業者の主な取組み」として「学習活動や運動・スポーツ活動の機会提供」があげられていますが、ここではおそらく主体としては事業者が想定されていると思います。市民と事業者が並列されることで、主体としての想定がややぼけてしまうと言いますか、読み手として解釈がしにくいと思われる箇所がこれ以外にもいくつか見受けられます。しかし、市民と事業者の取組みをそれぞれ分けて書くというのもあまりにも明確すぎて難しいと思いますが、表記の方法について、事務局の考えを教えてください。

会長

当審議会でも以前、議論しましたし、庁内でも「市民・事業者」とまとめられるまでに、長い議論があつたと思いますが、事務局としてはどう考えていますか。

事務局

今回の基本計画で、初めて市民や事業者の取組みを記載することにしました。その背景には、総合計画を進めるにあたり行政だけではできない部分もあり、市民や事業者の皆さんと協働で推進していく必要があるという認識があります。総合計画は行政計画ではありますが、市民や事業者の皆さんもともに取り組んでいただければと考え、あくまで参考として表記をしています。事務局としては、以上のような思いがありますが、「市民・事業者の主な取組み」としては、市民と事業者を明確に区別できるところとできないところがあるためです。当初は主語を書いていたのですが、主語を明確化することで、逆にそれ以外の主体の方は関係ないと解釈されることもあると考え、試行錯誤の結果、今の「市民・事業者の主な取組み」に落ち着いたという経緯があります。今回のご意見を踏まえ、再度、書き方を整理したいと思います。

会長

細かくすれば、まちづくりに関わるプレイヤーとしては6つくらいまで細分化できると思いますので、どこかで折り合いをつける必要があります。「市民・事業者」の中には、行政以外の全てのプレイヤー、例えばNPOや市民活動団体等が含まれることだと思いますが、事務局としては試行錯誤の結果、「市

民・事業者」という言葉に落ち着いたということだという説明でした。表現の工夫については、もう少し検討してください。「市民・事業者」という表現から漏れてしまうようなプレイヤーはいませんか。

委員

大学はどうか。

会長

大学は事業者と捉えられませんか。

委員

本来であれば大学も事業者なのかもしれませんが、市民の方が「市民・事業者」と読んで、大学を想起できないのであれば、それは問題かもしれません。事務局の考えとしては、「市民・事業者の主な取組み」を表記することによって、行政ではないプレイヤーの方々まちづくり活動に取り組むことを期待するということだと思います。つまり、あなた方の役割はこれと上から目線で命令しているわけではなく、あくまで例として、意識を醸成することを期待してこういう表記をしているということだと思います。

会長

行政ではないプレイヤーの方々もまちづくり活動に取り組む必要があるという意識づけをしていく意図があると思います。市民・事業者に続いてエトセトラとでも書いて解釈に幅を持たせるというのはひとつだとは思いますが。

委員

それは良いアイデアだと思います。

委員

体言止めにしないで、S（主語）V（動詞）で書いているところもあります。誰々が何々をするという表現の方法です。「市民・事業者の主な取組みイメージ」として、「事業者は生涯学習の場を提供する」「市民は生涯学習の場に参加する」といったような表現の方法も検討しても良いかもしれません。これだとそれほど押し付けがましくもなく、それに対して市がサポートしていくというイメージも読み手に与えることができるように思います。あくまでこれは一例ですが、あまり市民や事業者等に、押し付けてしまうような表現になるのは避けたほうが良いと思います。

会長

以前は「市民・事業者の主な取組み」という項目自体を外してはどうかといったようなご意見もあったかと思いますが。しかし、まちづくりのプレイヤーとして例示する意味でもあった方が良いということで掲載することになったわけですが、表現については、もう少しソフトで柔軟性のあるものにしていく必要があろうかと思いますが、そのあたりは事務局に再度、ご検討いただければと思います。

委員

「市民・事業者の主な取組み」は、これまでのように行政が決めて行政がやるということではなく、市民も事業者もまちづくりに参加する必要があるということを示していて、まちづくりのプレイヤーに対する動機づけになっている側面があると思います。豊中市がこれまでそうした表現をしてこなかったことを考えると、そこまで厳格に精査しなくても、この項目を掲げること自体が前進だと思いますし、その点に関しては評価できると思います。確かに表現次第では押し付けがましく思われる方もおられるかもしれませんが、個人的には表現については、それほど厳密にしなくても良いように感じます。また表現については体言止めにしないうほうが柔らかい印象を与えられるように思います。

事務局

答申案は、どのように修正いたしましょうか。

委員

答申案の「全体」の3番目の項目に、市民に分かりやすい表現にする必要があるといった文言を追加していただければと思います。

会長

「市民・事業者の主な取組み」をもっと分かりやすい表現にするという趣旨が伝われば結構かと思います。「市民・事業者のまちづくりへの意識づけにつながっている」という部分は、そのまま残しておくということが良いですか。

委員

この部分をご指摘のとおり、豊中市として初めての試みであると思いますので、評価する意味でも残しておくべきだと思います。

委員

答申案の「施策について」の11番目の項目に、「観光という視点でのまちづくりが必要である」とありますが、私自身、違和感が若干あります。もちろん豊中市の魅力を創っていくことについて、異論はありませんが、豊中市のまちづくりにおいて、観光という視点は必ずしも必要ではないように思います。

会長

第2専門部会で観光というキーワードが出て、それを反映した形だと思います。観光という視点でのまちづくりが本当に必要ですか。

事務局

本市の都市の特性上、新たに観光事業を打って出るといようなことは難しいと考えています。ただ、本市にも魅力はたくさんありますし、それを磨いて伸ばしていくことは必要だと思います。それが結果的に交流人口の増加などにつながれば、社会移動にも波及する可能性もありますし、都市をマネジメン

トしていく上でも、有用ではないかと考えています。

委員

北摂で観光が強いのは池田市ですが、何が人気かと言うと、「インスタントラーメン発明記念館」です。観光というと神社仏閣など、いわゆる物見遊山をイメージしますが、今は体験型のアトラクション的な施設が人気みたいです。

委員

事務局からもありましたが、無理やり観光を打ち出していくというような姿勢ではなくて、地域資源を掘り起こして、磨いていく。イメージとしてはそういう観光のあり方だと思いますし、そうした視点を持って、まちづくりをしていこうということだと思います。

会長

ご指摘は、なぜ魅力創造ではなく、観光の視点が必要なのかという内容だと思います。事務局としては市民以外に豊中市の良さを知っていただく、プロモーションの意味で観光という言葉を使っているのではないかと思います。

住宅都市の場合、景観を魅力的にすることが地価を下げないためにも重要な意味を持ちます。芦屋やニュータウンでも景観に力を入れていますが、景観が良いとやはり訴求力も高くなりますし、住んでみたいと思ってもらいやすくなるという効用があります。それも一種の観光と言えるのかもしれませんが。観光は“光を観る”ということですが、美しい景観がある町並みというのも一種の光であり、観光資源だと言えると思います。神社仏閣などを代表とするいわゆる物見遊山の観光とは意味合いが異なりますが、豊中市の観光とはそのような意味合いではないかと思います。

委員

昔の観光とは違う意味合いだということが明確になるように、説明する必要があると思います。単に「観光という視点」では、どうしてもビジネスライクな観光を想起させてしまう恐れがありますので、まちの魅力掘り起こして発信する、あるいは景観を美しくしていくといったような文言で、観光という言葉の説明していくことが必要だと思います。

委員

答申案では、第2専門部会で議論された「観光」についての内容が明示されていないので、違和感があったと思います。こういった文脈あるいは意味合いで観光という言葉を使っているのかは明らかにしたほうが良いと思います。第2専門部会では、音大通りの活性化についてのご提案もありました。

委員

音大通りに楽器修理を行う工房など、音楽関連企業を誘致してはどうかといったアイデアを提案させていただきました。大阪音楽大学に行った時に、そのような話をしたら喜んでいました。ただ言うは易く行うは難しなので、実現するのは大変かと思います。

委員

私も音大通りを歩いたことがあります。大阪音楽大学を活かした景観形成など、魅力の創造が必要だと思います。

委員

名称は音大通りですが、音楽関連の企業や活動が行われているわけでもありません。

事務局

工事の着工はまだですが、道路の再整備計画はあります。

委員

観光と言うと、あまり市民にできることは少ない印象を持ちます。観光ではなく、景観などであれば、市民参加も求めやすいと思いますので、表現については再度、検討していただきたいと思います。

事務局

観光に変わる表現を検討したいと思います。

委員

「観光」でないとしたら、どのような表現が適切だと思いますか。まちの魅力の再定義などですか。

会長

まちの魅力は、市内外の人に豊中市が魅力的に映るということだと思います。将来的に、定住者を増やしていく、転入を増やしていくという思いがありますので、市内外の人にとっての魅力を創っていくことが反映できれば良いと思います。

豊中市は、当分心配ないとは思いますが、地方に行くとも人口減少が著しく、関東圏から若い人を呼び寄せるために魅力発信をしています。それは観光政策として位置づけられています。そういう意味では、豊中市の場合、観光という言葉に違和感を持たれる場合もあると思います。豊中市は、大阪市に隣接する住宅都市ですが、住宅都市で観光を打ち出していくのは本当に難しい側面があります。観光という言葉はどう扱うかは再検討ということで、「魅力発信」や「市内外への発信」、「景観」などに留意してまちづくりを進めていくという趣旨のことを盛り込んでいただければと思います。

私から、基本計画（素案）の施策「5-2 持続可能な行財政運営基盤の構築」ですが、「運営基盤の構築」というのは時代遅れのような気がします。「持続可能な行財政運営の推進」などで良いと思います。基盤の構築というのは基盤がないから構築するということであって、いつまでも基盤の構築に注力するというのは進歩がないように感じます。財政基盤の構築というのは分かりますが、豊中市の場合、行政運営の基盤はもうできているように思います。基盤の構築は推進の前段階のフェーズです。行財政運営基盤の構築という表現は少し古いように感じますので、推進していくという方向で修正してはどうかと思います。これに関して、皆さんのご意見はいかがですか。

委員

この基盤という意味はベースという意味ではなく、行財政運営を行う上でのインフラという意味ではないかと理解しています。財政能力や人材育成などをまとめて基盤と言っており、構築も作り上げるというのではなく、維持するといったようなニュアンスではないかと思えます。種類の異なる概念をまとめているので、ある意味で、これもお役所言葉なのかもしれません。市民にとっては分かりにくいと思えますので、表現は変更すれば良いと思えます。

会長

持続可能と言うからにはすでに基盤はできているはずで、それを持続可能になるように取り組んでいくということだと思いますので、構築というよりは推進の方が適切ではないかという気がします。

委員

施策の5-2は、性格の違うものを包含している項目です。「公正で効果的・効率的な市政運営を進めます」と「適切な公共施設のマネジメントを進めます」は財政に関わる項目ですが、「都市の価値の向上と魅力の発信を進めます」や「多角的な連携に取組み、質の高いサービスを提供します」は財政とは関係のない項目ですので、性格の違うものをまとめるとどうしても無理が出てしまうのかもしれません。

会長

行政と財政を一緒に考えるのかどうか。「公正で効果的・効率的な市政運営を進めます」というのは基盤を必要とするのかどうか。「進めます」ということなので、「構築」ではなく「推進」で良いように思います。事務局には、この部分の表現についても検討してください。答申には「施策について」の12番目の項目として入れますか。

事務局

ご意見をいただきましたので、入れたいと思います。

委員

「持続可能な行財政運営基盤の構築」ではなく「持続可能な行財政運営の推進」にしてはどうかということも12番目の項目として追加するということですか。

会長

確認しますと、答申案の「全体」の3番目の項目の表現の検討、「施策について」の2番目の項目の文言の追加、9番目の項目の意味の確認、11番目の項目の文言修正、それから新たに12番目として意見の追加を事務局にはお願いしたいと思えます。

事務局

1点、ご報告いたします。

基本計画（素案）p.40の「4-1 共に生きる平和なまちづくり」について、昨年度の2月に部長級の検討会議を開催した際に意見がありました。それは、「障害者差別解消法」や「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」など、この施策に係る法整備がされたことを受けて、施策全体の文章の修正・改善をする必要があるという趣旨の意見でした。この意見を踏まえまして、事務局として担当課と調整しているところではありますが、「現状と課題」のところに法整備がなされたことについて触れておこうと考えています。また「施策の方向性」の2つ目の「人権文化創造の取組みを進めます」の中にも、どういった差別に取り組んでいくのか、明示していこうと考えています。3つ目の「男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めます」についても、「女性活躍推進法」が成立し、10年という時限立法ではありますが、この10年で女性の働き方が大きく変わってくる可能性がありますので、そのあたりについても触れていきたいと考えています。4つ目の「多文化共生のまちづくりを進めます」についても、生産年齢人口が急激に減少していく中で、労働力をいかに確保していくということが重要になってきます。そうした潮流もあり、今後は外国人労働者をはじめ、外国にルーツを持つ人たちとの協働や共生が求められますので、施策の方向性として打出していきたいと考えています。以上のように、「4-1 共に生きる平和なまちづくり」につきましても、若干の修正を加えていきたいと思っております。修正したものに付きましては、パブリックコメントの前に委員の皆さんにご確認していただこうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会長

施策の方向性の項目を増しますか。

事務局

施策の方向性の項目を増やすのではなく、法整備等の状況に合わせて、内容の加筆修正を考えています。

会長

「同和」という言葉は入れますか。

事務局

入れる方向で検討しています。

会長

先ほどの事務局の報告について、ご意見等ありますか。

委員

総じてクリアな表現にしていくという理解で良いですか。

事務局

法整備などのことを書き込み、誤解を与えないように明確な表現に修正していこうと考えています。

会長

社会情勢の変化、つまり新しい法律に基づいて、表現を精査していくということです。

答申案については、本日、委員の皆さんのご意見を踏まえて、修正していただければと思います。なお、修正したものについてはメールでご確認していただき、市長に答申していきたいと思ひます。

委員

前回の審議会で、「基本計画（素案）」p.52の「リーディングプロジェクト」の「まちへの愛着を感じている人と住み続けたいと思っている人の割合」のグラフは、何に対して愛着を持っているかが分からないといった議論があったと思ひますが、このグラフはこのまま変更しませんか。

事務局

客観的なデータに変更することを考えています。

会長

答申案の最終案は委員の皆さんにメールを送ってご確認いただいた後に、私から市長に答申を行います。「基本構想（素案）」についても、パブリックコメント前の最終案を各委員に送っていただければということによろしいですか。

事務局

「基本計画（素案）」については、「基本構想（素案）」と合わせて、パブリックコメント前に各委員に郵送させていただきます。

会長

今回も委員の皆さんからご意見をいただきましたので、「基本計画（素案）」はより良いものに修正されると期待しています。

他にご意見がないようですので、答申案についての議論は以上にしたと思ひます。

それでは案件4「その他」について、事務局より説明してください。

●案件4. その他

事務局

連絡事項が1点ございます。

(連絡事項の伝達)

事務局

当審議会は本日が最後になりますので、政策企画部長から挨拶をさせていただきます。

政策企画部長

(挨拶)

会長

それではこれで豊中市総合計画審議会を終了します。

●閉会